

第5章 離婚・DV・性暴力被害・面会交流

第1 制度概要

1 DV：日本とフィンランドの違い

フィンランドでは、DV（親密な関係間の暴力含む）が法的に問題になる場合、軽暴行罪／脅迫罪等で刑事手続として扱われる。（DV罪というような特別な構成要件はない。）一方、民事手続ではDVを不法行為として慰謝料を請求することは、実際にはほとんど行われなさそうである。立証が難しいということもあるし、慰謝料が決して高くないことが原因であると思われる。また、後述するように、離婚は破綻主義であるため、離婚事由としてDVを主張する必要もない。

刑事手続では法律扶助が使えるため、被害者は弁護士費用が無料になるのに対し、民事手続では、敗訴したら相手方の法律扶助の弁護士費用分も負担しないといけない。それも民事手続きを回避する理由である。

刑事手続きのみでDVが扱われる結果、刑法犯にはならない「精神的DV」は法手続きに出てこないことになるようだ。

2 イスタンブール条約（女性に対する暴力及びDV防止条約）

欧州評議会が2014年に発効した条約で、フィンランドは2015年に批准し、2018年から2022年までのアクションプランを策定している。現時点で、DV及び女性に対する暴力についての世界的なスタンダードと言える条約であり、女性に対する暴力（性暴力・DV・セクハラ・精神的暴力ほか）について、防止・保護・訴追を基本的な柱とし、国はそのための立法措置のほか、NGOとの連携や調査の義務も負う。条約委員会の他に、加盟国から選出された専門家グループ「GREVIO」（監視機関）が置かれ、GREVIOも独自に加盟国に調査を行う。このモニタリングの厳重さも条約との特徴となっている。

フィンランドでは、条約批准に伴い、社会福祉省の中に「女性に対する暴力とDV防止委員会」を設置した。シェルターに公的資金を導入し、数を増やしつつある。そのほか、性暴力被害について24時間ヘルプライン「Nollalinja」とワンストップセンター「SERI」をヘルシンキ大学病院内に開設するなどの施策を実行していて、これからますますDVや女性に対する暴力が政策化していくと思われる。

3 保護命令

- (1) 接近禁止命令：最長1年で、1年ずつ更新可能である。命令違反は罰金又は最長1年の拘禁刑となる。
- (2) 退去命令：保護命令の相手方が家族の場合は、3か月の退去命令となり、3か月ごとの更新が可能である。命令違反の効果は接近禁止命令と同じ。
- (3) 一時的訪問禁止命令（緊急保護命令）：警察官や検察官の判断で、裁判所の審尋なく発令できる。被害者の申立ても不要である。ただし期間は7日間と短い。3日以内に管轄裁判所に移送し、7日以内に裁判所は対処しなければならない。この緊急保護命令は日本にはない種類の保護命令である。

4 性犯罪に関する刑法の規定

強姦罪（1条）は、日本と同じく「暴力・脅迫」を要件としているが、「意識不明、病気、障害、恐怖状態又無力状態により自己を防衛又は意思を形成・表明することが不可能な者に対し、優位な地位にあることに乗じて性交をした者」についても同様に強姦

罪とする点で、日本より処罰範囲を広げている。また、第1章で述べたように、セクシュアル・ハラスメントも刑事罰の対象となる。

また、加重強姦罪（2条）として、重傷、重大な疾患、致命傷が人に生じた場合、複数人による強姦の場合、又は重篤な精神疾患又は身体的疾患が生じた場合、被害者が18歳未満の場合、などは加重事由となっている。

5 離婚

離婚は全件裁判所の許可が必要となる。（協議離婚はできない。）しかし、許可は書類上の形式的なもので、広範に認められる。離婚要件は、6か月の熟慮期間、または、2年間の別居である。配偶者の同意は不要とされる。すなわち破綻主義を取っており、日本のような離婚事由は不要である。そのかわり、離婚慰謝料も請求できない。そのため、DVを離婚手続きで主張する場面はない。

離婚後は原則として共同親権となるが、親権、財産分与、養育費、面会交流、子の監護に関する事項は、上記の離婚手続きとは別に決めることになっている。

6 子の監護と面会交流について

(1) 当事者間で協議

子どもの居住地と監護親、面会交流と養育費について合意書を作成する。（面会の例：別居親の家に隔週末宿泊するような内容が一般的らしい（共同親権とは必ずしも監護を半々にするものではない））

(2) 地方自治体の関与～認証

当事者間の合意書は自治体の Social Welfare Board（社会福祉部局）で認証を得ることができる。部局は子の利益に則して合意をチェックし、認証する。その結果、合意書は法的拘束力をもつ。

(3) 地方自治体の関与～専門家による合意形成

社会福祉部局で「ラストエンバルボヤ」（lastenvalvoja=child welfare supervisor（子どもを見守る人という意味））が合意形成についてあっせん支援をすることもできる。「ラストエンバルボヤ」はSWの一種で、法律家もいる。子の面会に立ち会ったり、調整したり、報告を受けたりすることもある。

(4) 地方裁判所で調停→裁判

自治体で合意できない場合、地方裁判所で調停をすることになる。また、合意違反も裁判で争うことができる。

社会福祉部局は両親に関する健康ほか全ての情報を得ることができ、家庭訪問もできるため、そうした裁判の際には、裁判所に子どもの養育状況などの情報を提供する。「ラストエンバルボヤ」が証人になることもある。

子どものことについて地方自治体の関わりが日本よりもかなり密接であるようだ。

以上

（山崎 新）